

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令改正の対応について

家庭的保育事業等（家庭的保育事業者・小規模保育事業者・事業所内保育事業者・居宅訪問型保育事業者）の設備及び運営に関しましては、その基準を条例で定めることとされていますが、その際に従うべき基準、参酌すべき基準を定めているものが標記の国の基準省令です。

現在、本市が定める「川越市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」について、平成30年4月27日に国の基準省令が改正されたことに伴い、市の条例改正の必要性について次のとおり検討を行いました。

1 改正内容と条例改正の検討

項目	省令改正内容	条例改正の検討
保育所等との連携	家庭的保育事業者等※1が確保すべき代替保育を提供する連携施設について、 <u>小規模保育事業者等及び同等の能力を有する者を確保することをもって代えることができる。</u> （改正前は幼稚園・保育所・認定こども園を代替保育を提供する連携施設として確保しなければならない。）	現在、全ての家庭的保育事業者等が改正前の基準に従い連携園を確保することができている（別紙1）が、連携内容の3項目全てを確保できていないものもある。 しかしながら、既に連携を行っている園または新たな連携園において全ての連携内容を確保するよう促すことで <u>連携内容を全て満たすことは可能と考えられる。</u> したがって、 <u>基準を緩和し連携園の範囲を広げる必要性はないとの結論に至った。</u> また、主に代替保育を提供する連携施設と考えられる小規模保育事業者については保育室面積、保育士配置、入所状況に余裕がないため、代替保育連携園として、児童を受け入れることは難しいものとする

食事の提供の特例	家庭的保育事業者※2の給食外部搬入施設として市が <u>適当と認める事業者※3</u> を加える。(改正前は連携施設、同一法人・関連法人が行う社会福祉施設等、学校給食法に規定する共同調理場のいずれか)	認可保育所、小規模保育事業など市が認可を行う保育事業については自園調理を原則としている。 <u>家庭的保育事業についても自園調理が原則であり、外部搬入をさらに容易にする当該規定を設けることは食の安全性の観点から好ましくないため、当該特例の見直しを行わないとの結論に至った。</u> また、本市には当該規定の家庭的保育事業者は存在しておらず、整備計画においても当事業者の設置を積極的に推進していくこととはしていない。
食事の提供の経過措置	家庭的保育事業者の自園調理に関する規定の適用を猶予する <u>経過措置期間を10年とする</u> 。(改正前は5年(平成32年3月まで)の経過措置期間)	平成27年4月1日前から事業を行っていた家庭的保育事業者で5年の経過措置が適用されているものが当該規定の対象となるが、 <u>本市には適用対象が存在しないため当該規定を設ける意義はない。</u>

- ※1 家庭的保育事業者・小規模保育事業者・事業所内保育事業者・居宅訪問型保育事業者
 ※2 少人数(定員5人以下)の家庭的な保育事業(保育ママ)
 ※3 保育所等から調理業務を受託しており、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状況に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮に適切に応じることができるものとして、市町村が適当と認める事業者

2 国の「従うべき基準」との関係

今回の基準省令の改正部分については「従うべき基準」とされているが、いずれの改正も従来の基準を緩和するもののため、国の基準を超える緩和を市が行うことはできないが、今回の検討により改正を行わないとした場合、国の基準の範囲内で、より厳しい基準となるため国基準に反したものとはなりません。

3 中核市の対応状況

平成30年7月に全中核市に当該改正について対応状況の照会を行いました。39市から回答があり、約7割が改正予定、約2割が改正を行わない予定、約1割が未定となっています。(別紙2)